

令和3年度

監査報告書(3)

桐生市監査委員

1 監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和2年桐生市告示第1号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に規定する定期監査（財務監査）

3 監査の対象

(1) 対象部局

保健福祉部（健康長寿課、福祉課、医療保険課）

子どもすこやか部（子育て支援課、子育て相談課、青少年課）

(2) 対象事務

令和3年4月1日から同年8月末日までの財務に関する事務。（一部過年度分を含む。）

4 監査の期間

令和3年9月15日から同年11月5日まで

5 監査の着眼点

次の事項に留意し監査するものとした。

- (1) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (2) 収入に係る手続き及び時期は適正か。
- (3) 違法、不当または不経済な支出はないか。
- (4) 契約に係る手続き及び契約内容は適正か。
- (5) 公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。
- (6) 前回監査時の指摘事項の改善はみられるか。

6 監査の主な内容

予算の執行状況等あらかじめ提出を求めた監査資料、その他、重点項目として工事請負費に係る関係書類、各節の関係書類等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況について関係書類を調査した結果、精算処理の遅延、現金出納簿の記載方法誤り、徴収金の歳入手続きの遅延等いくつかの軽微な留意事項が見受けられた。その他書類の整備及び事務の処理状況についてはおおむね良好であった。

なお、留意事項については当該部局に文書で通知した。